

議案に対する質疑

行政評価結果の報告

問

- ①事業の休止や廃止の評価結果となった事業は。
- ②決算審査の時期に公表できないか。

答

①行政評価結果で休止あるいは廃止となったものが15件ある。

定額給付金事業の関係は、単年度事業なので廃止、佐礼谷診療所は民営化となり、関係事業がすべて廃止の結論を得ている。そのほか昨年度に引き続き、ふたみ基幹集落センターが廃止という決定である。

②5月末から評価を実施。7月いっぱい市民の皆さんからの意見公募をするため内容を公表して、ご意見をいただく。

疑

それを終えた段階から外部評価が上がってきた事務事業の評価が始まる。それを受け、10月ないし11月の経営者会議で最終判断されていく。

スケジュールに制度との整合がとれていないところもあり、どうすればうまく活用ができるかについて、今後検討したい。

伊予市税外収入金の督促手数料を公平に

問

督促手数料の50円、実質的には、徴収していなかったのではないかと徴収した実績はあるのか。今後100円になった時点でどうするのか。

答

税務課の場合、督促状は平成21年度で約1万件

出している。税の場合は金融機関等に依頼し、督促手数料を徴収している。

しかし、一部に督促手数料を支払っていない方もあり、今後は税外収入の関係する各課が連携し、原則督促手数料100円を徴収していくことで、周知徹底を図りたい。

地域公共交通システム運営基金条例の制定

問

- ①基金創設の目的は。
- ②積立金額及び期間は。

答

①平成23年度以降に伊予市地域公共交通システムを運営する経費として過疎債を借り入れる。

今年度から積み立てを行い、その基金を運営費用に充てるという目的で創設し、条例を制定した。

- ②今年度、基金の積立

金額の借入限度額は、9000万円である。その限度額を22年度に基金として積み立てを行うことにしている。

期間は過疎債の適応が、平成22年度から27年度までであり、6年間順次積み立てていく。



伊方町デマンド交通「ふれあい号」

協働推進拠点条例の一部改正

問

- ①中山・上灘両住民活動室の利用料の差が大きい

答

- ②料金を取らないなら、条例は不要ではないか。
- ③税収減の中で、料金を安くする条例が必要か。
- ④料金を取る、取らない施設の共存は不自然では。

①中山は33平方メートル、双海は約22平方メートル、全運営経費・維持管理費を自治支援センターの延べ面積で割った結果、料金の差ができた。

②住民自治組織の活動を支援することが主な目的である。それ以外の目的で使用する場合も考えられるので規定している。

③使用料・手数料の設定に関する基本方針に基づいて、公共施設の使用料を見直すという方針で改定した。

④その施設の性質によって、減免するかしないか条例で定めている。